特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
25	母子等支援の独自制度に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、母子等支援の独自制度に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年10月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子等支援の独自制度に関する事務
②事務の概要	女性福祉資金は令和元年度を以って事業を廃止したため、償還事務のみ行います。
③システムの名称	1　福祉総合システム　2　税務システム　3　システム共通基盤

2. 特定個人情報ファイル名
1　女性福祉資金貸付台帳ファイル　2　女性福祉資金償還台帳ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭支援部子ども家庭支援センター
②所属長の役職名	相談支援担当課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒107-0062東京都港区南青山5丁目7番11号 子ども家庭支援部子ども家庭支援センター家庭相談係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭支援部子ども家庭支援センター家庭相談係　　電話番号03-5962-7214

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1,000人未満（任意実施）　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　　500人未満　　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　　発生なし　　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入所から保管・廃棄までののプロセスで、入所が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限られており、アクセスが可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月18日	Ⅰ関連情報　3.個人番号の利用　法令上の根拠	2　（仮）港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例	2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号）　第11条2第1項～第4項	事前	条例改正に伴う記載事項の修正
平成28年4月15日	Ⅰ関連情報　3.個人番号の利用　法令上の根拠	2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）　第11条2第1項～第4項	2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号） 第11条の2第1項別表第一　第11項 第11条の2第2項別表第二　第10項	事後	条例改正に伴う記載事項の修正
平成29年2月1日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第8項 2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号） 第11条の2第1項　別表第一第11項 第11条の2第2項　別表第二第10項 3　港区女性福祉資金貸付条例	事前	情報連携開始のため
平成29年2月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成29年5月22日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第8項	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第8号	事前	誤字の修正
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施期間における担当部署　②所属長	長谷川　浩義	佐藤　博史	事後	人事異動があったため
平成30年5月21日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数	1,000人未満	1,000人以上1万人未満	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施期間における担当部署　②所属長	子ども家庭課長　佐藤　博史	子ども家庭課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年４月1日時点	平成31年４月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	Ⅳ　リスク対策　全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	表紙　個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言　特記事項	母子等支援の独自制度に関する事務では、事務の一部を外部事業者に業務委託している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約にさだめることで万全を期してい る。	削除	事後	令和２年度から業務委託を廃止したため
令和2年4月1日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	女性福祉資金の貸付、償還事務を行います。	女性福祉資金は令和元年度を以って事業を廃止したため、償還事務のみ行います。	事後	条例廃止に伴う記載事項の修正
令和2年4月1日	Ⅰ関連情報　3.個人番号の利用　法令上の根拠	2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号） 第11条の2第1項　別表第一第11項 第11条の2第2項　別表第二第10項	2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号） 第11条の2第1項　別表第一第11項 第11条の2第2項　別表第二第10項 ※旧港区女性福祉資金貸付条例の廃止に伴い、令和2年3月10日付で該当の項目を削除しました。 3　旧港区女性福祉資金貸付条例	事後	条例廃止に伴う記載事項の修正
令和2年4月1日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号） 第11条の2第1項別表第一　第11項 第11条の2第2項別表第二　第10項 3　港区女性福祉資金貸付条例	2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号） 第11条の2第1項　別表第一第11項 第11条の2第2項　別表第二第10項 ※旧港区女性福祉資金貸付条例の廃止に伴い、令和2年3月10日付で該当の項目を削除しました。 3　旧港区女性福祉資金貸付条例	事後	条例廃止に伴う記載事項の修正
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1,000人未満（任意実施）	事後	しきい値を再確認したため
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年４月1日時点	令和2年４月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年4月1日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施期間における担当部署　①所属 ②所属長	子ども家庭支援部子ども家庭課 子ども家庭課長	子ども家庭支援部子ども家庭支援センター 子ども家庭支援センター所長	事後	部署名変更の為
令和3年4月1日	Ⅰ関連情報　7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	〒105-8511東京都港区芝公園1丁目5番25号 子ども家庭支援部子ども家庭課家庭相談担当	〒107-0062東京都港区南青山5丁目7番11号 子ども家庭支援部子ども家庭支援センター家庭相談担当	事後	部署名変更の為
令和3年4月1日	Ⅰ関連情報　8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ　連絡先	子ども家庭支援部子ども家庭課家庭相談担当 電話番号03-3578-2436	子ども家庭支援部子ども家庭支援センター家庭相談担当　　電話番号03-5962-7214	事後	部署名変更の為
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年6月30日	Ⅰ関連情報　4情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第8号	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第9号	事前	番号法改正のため
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅰ関連情報　3.個人番号の利用　法令上の根拠	2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号） 第11条の2第1項　別表第一第11項 第11条の2第2項　別表第二第10項	2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号） 第11条の2第2項　別表第二第10項	事後	根拠法令の改正
令和4年4月1日	Ⅰ関連情報　4情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号） 第11条の2第1項　別表第一第11項 第11条の2第2項　別表第二第10項	2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号） 第11条の2第2項　別表第二第10項	事後	根拠法令の改正
令和5年6月21日	Ⅰ関連情報　3.個人番号の利用　法令上の根拠	2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号） 第11条の2第2項　別表第二第10項 ※旧港区女性福祉資金貸付条例の廃止に伴い、令和2年3月10日付で該当の項目を削除しました。 3　旧港区女性福祉資金貸付条例	削除	事後	根拠法令の改正
令和5年6月21日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　①実施の有無	実施する	実施しない	事後	事業が廃止されたため
令和5年6月21日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第9号 2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日港区条例第28号） 第11条の2第2項　別表第二第10項 ※旧港区女性福祉資金貸付条例の廃止に伴い、令和2年3月10日付で該当の項目を削除しました。 3　旧港区女性福祉資金貸付条例	削除	事後	事業が廃止となったため
令和5年6月21日	Ⅰ関連情報　7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	〒107-0062東京都港区南青山5丁目7番11号子ども家庭支援部子ども家庭支援センター家庭相談担当	〒107-0062東京都港区南青山5丁目7番11号子ども家庭支援部子ども家庭支援センター家庭相談係	事後	部署名変更の為
令和5年6月21日	Ⅰ関連情報　8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	子ども家庭支援部子ども家庭支援センター家庭相談担当　　電話番号03-5962-7214	子ども家庭支援部子ども家庭支援センター家庭相談係　　電話番号03-5962-7214	事後	部署名変更の為
令和5年6月21日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年6月21日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和7年5月22日	Ⅰ関連情報　評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	子ども家庭支援センター所長	相談支援担当課長	事後	部署名変更の為